

第57回広島県国土利用計画審議会 議事録

1 日 時 令和7年2月10日 13時30分から14時45分まで

2 場 所 広島市中区元町10番52号
県庁北館4階 第4委員会室

3 出席委員 会長、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、G委員、H委員

4 議 題 広島県土地利用基本計画の変更案について

5 担当部署 広島県環境県民局環境県民総務課経理グループ
TEL (082) 513-2715

6 会議の内容

(1) 開 会

(2) 環境県民局長挨拶

(3) 議 事

○広島県土地利用基本計画の変更案について（諮問）

・広島県土地利用基本計画の変更案について、「適当である」旨の答申がなされた。

(4) 閉 会

7 質疑応答・意見の要旨

(会長)

県として今回いろいろ検討された中で、反映されたり見直されたりした内容というのを中心に御説明されたと思います。結構膨大なものですが、一応事前に目を通していただいていることでもあるかと思いますので、御質問なり、気になられたことがございましたら御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(G委員)

資料番号9の土地利用基本計画書の中に、人口減少が進む中で、所有者不明土地について、民間企業等の主体的な参画や官民連携による取組を促進していくという記載があるかと思いますが、また、広島には土砂災害警戒区域が多いということでそういったものを考慮していくということですが、土地利用を変更しようとしても所有者不明の場合は、なかなか前に進まないと思います。民間企業の参画や官民連携によって、これが解決できるという何か具体的な方向性や考えはありますでしょうか。

(事務局)

所有者不明土地については、法制度も変わり、円滑に利用できるような仕組みというものも作られていますし、我々の局の所管でいうと、その地域の方に合意形成いただければ、地域福祉増進事業という形で所有者不明土地を利用することもできます。所有者不明土地の活用に向けて、民事法制の見直しなどもされています。

ただ、それらを活用した民間事業者と連携した取組はこれからという状況かと思いますが、これまで所有者不明であることで取り扱いができなかったことができるようになり、その先、その取組をどう進めていくかということになるかと思います。

(G委員)

実際、私の地元でも所有者不明土地があり、そこが土砂災害危険箇所として指定されているが、所有者不明の土地については、行政的には、指導含め、すぐに何らかの安全対策ができ

ず、災害が起きて、道路が通行止めになった場合の復旧は緊急でします、ということですが、人口減少と過疎化が進む中で、災害危険箇所であっても、所有者不明だと放置される場合が多いように感じている。そういうところでこそ、何らかの行政の介入で、事前予防・保全、災害防止など、強制的に災害対策ができないのかと思います。

（事務局）

所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法という中で、市町に対する権限の付与ではありますけれど、災害発生等防止するための勧告・命令・代執行もできるようになっており、制度的には変わってきております。

県と市町が危険な区域や、これから危険になる区域を共有しながら、運用していくということはあると思います。

（F 委員）

資料 9 の 15 ページで今回新たに加えられた、市街化区域内の土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーン、これを調整区域に編入する「逆線引き」について、広島県の多くの部分が危険箇所として指定されている中で、災害が起きたときのリスクを軽減していく、危ない地域には人を住まわせないようにしようというのが意図と思います。これは広島県が全国に先駆けてやっているものだと認識していますが、このレッドゾーンの区域内においても、まずは人が住んでない地域を数十年かけてやっていこうということはわかりますが、今度は、それが概ね完了すれば、レッドゾーンの中でもまだ人が住まわれている地域に手をかけていこうということだと思います。長い年月がかかりますし、人が住んでる民家において、そうしたことが可能なのかどうか懸念しています。土地、資産の問題がある中で、ある程度の強制力というか、法との結びつきみたいなものがないとうまく進んでいかないのではないかと考えているが、どう捉えておられますでしょうか。

（関係課）

まず低未利用地の方から「逆線引き」を進めて、宅地については、土地利用への影響や所有者の方への影響が非常に大きいので、低未利用地を進めている間に、慎重に、丁寧に、検討を進めて参りたいと考えております。

宅地の方は、ソフト対策や移転支援等を今後拡充・充実させていく必要があると思いますので、低未利用地を進めている間にそれらを検討して、低未利用地が完了次第、宅地の方へ着手するように考えております。

（F 委員）

やっていかないといけない問題だと思います。

人命を守るという観点と、少子化になっていく中で、電気、ガス、水道などを効率的に提供するためにはある程度人を集約させていかないといけないというのが大前提としてありますので、しっかり進めていただければと思います。

（E 委員）

特別委員会のメンバーでもあり、そちらでも意見はさせていただいたところであります。それと繰り返になりますが、この国土利用計画というのは、地域の調整をするもので、どちらかという受け身の形で調整が図られてきたものです。果たしてそれでいいのかという議論があるので、あるべき計画を県が本当の意味でどう考えて作り上げていくかという中で、計画目標、計画内容、計画の実行のための手段が必要です。そこに向けて、これまでは必ずしも十分でなかったが、今回の国の方の国土利用計画の中では、それを、打破するような少しの兆しが見えており、新しいテーマとしてDX、情報化というものができていて、これは単なる図面の整備、図表の整理ではなく、具体的なデータを日頃から蓄積することによって、それを国土計画に活かさないか、或いは、市町村がより実効的な計画を作っていくため、実効的に管理して

いくための地域管理構想は現場でどうあるべきかということを学びながら、県もそれを考えていくといった、これまでの国土利用計画とは違って一步踏み出そうというところが書かれていて、その内容について、今回の改正で、赤字部分で少しずつ取り組んでいくようなことが明記されたところであります。

今の防災の話について言うと、東京で都市計画コンサルをやったときに、国の人たちと議論しながら、坂町あたりで非常に大きな土砂災害があったので、レッドゾーンの仕組みと一緒に国の方と考えて、制度ができ、よかったと思っていたところ、実際は、その現場におけるゾーン指定ができなかったため、災害が起きてしまった。単に制度だけ作るということだけでは、実際はうまくいかないということを痛感したわけですが、今回もそういう意味で、委員の御指摘のところが、第一歩の取組は評価するが、総合的に取り組んでいかないと次の災害がまた来るのではないかとというリスク・懸念がある中で、県はどういうふうにもこのハザードエリアを対処するようなことを考えていくのでしょうか。

これはこれまでの枠組みで言えば、当然、個別の法体系、都市計画法でやっていくことなので、国土利用計画の中では、或いは、土地利用基本計画の中ではそれを待ちながら、或いは調整を図りながらやっていくというようなことだと思いますが、それをサポートするような情報管理だとか、或いは地域・市町村と一緒に、地域管理構想を考えるだとか、そういうことについては積極的にお願いしますということを特別委員会の中でお話しし、そういう文言が書かれたところが評価するところであります。

ぜひその内容を実現するように連携を図り、個別の取組を支援し、頑張っていたいただきたいところですが、やはり改めて考えると、今の防災の話は、県が国を指導するぐらいの立場になって、どういう国土管理をしていけばいいのかということをお県の方から情報発信、調整をしながら、次期の国土利用計画の改定あたりに盛り込めるような勢いでやっていただきたいというのが最後のお願いでございます。

きっと情報の管理、先ほどの所有者不明土地も、現状はどうなっているのかなどの情報を集めていくのは、県全体の中で計画を作るときに非常に重要なところになります。まず重要な課題に関して、県の土地利用がどうなっているのか、単にそれぞれの五地域の面積ではなく、個別課題における情報のあり方も考えていただき進めていただくのがいいかと思いました。ぜひ、こういうことを今後、国に先駆けるような形で進めていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

今から始まる計画、更に次の計画についての力強いエールを送られたというふうに思いますけれども、その中で今聞いていて感じたことが、調整というのは数字の調整ではなくて、情報も含めて、各分野で個別にやっているものを横並びで考えられるような仕組みなりを作っていただきたいと思います。力強いメッセージだったと思いますので、御回答はいらないかと思いますけれども、ぜひ意見として、取り入れていただければと思います。

(E委員)

赤字でいろんな前向きなことは書いていただきました。例えば、太陽光発電装置が懸念材料になってくるというようなことであれば、今の状況をGIS上で出すとか、地域の声がどうあるのかみたいなことの収集から始めるべきだと思います。

(事務局)

今回、部局横断して取り組むという記載の追加をしています。管理構想についても、単に見守るのではなくて、市町に動きがあれば現状を把握して支援をしていくというスタンスをとっていきたくて考えております。

また、それぞれの、例えば都市計画であれば都市計画の下位のところで実行計画が作られています。農業の方でも、農業経営基盤強化促進法の中で、地域計画が作られています。その中では、防災の理念というのは必ず入っていますので、我々としても上位法としてしっかり勉強して、というのが今回のスタンスだと思います。またそれがより実効性があるように、先ほど

仰られたように、今度は数字が見えるとか、面積が共有できるとかというところに、DXのバージョンで、仕組みづくりが必要であることについて理解をしております。

(H委員)

所有者不明土地の関係で関心をもちました。元々、平成26年の土砂災害があった土地に住んでおりまして、砂防ダムを見学させていただいたときに、所有者不明土地があり、なかなか工事が進まなかったと聞きました。そういった所有者不明土地をなくすための取組はこの計画の中に入っているのでしょうか。

それから、資料9の15ページのところでいきますと、市街地に都市機能を集約させる方向性というのが書いてありますが、今後大地震が起きた場合に、集約だけをやっていただけでは、都市機能が麻痺したときに困ることもあるだろうと思います。その下で書いてある集約化する地域の外側においてもサービスのあり方を考えますと書いてあるので、そのあたりはしっかりやっていただける計画になっていけばと思いました。集約のあり方というところで、もう少し検討していただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

今のあたり、この計画と各部門の計画の関係のこともあるかと思いますが、御回答いただければと思います。

(事務局)

まず1つ、所有者不明土地について、計画の方でもその取組を記載していて、具体の所有者不明土地、先ほど申し上げましたように、法律の改正に伴って実効性を持たすというところに尽きるかと思います。

都市の集約化について、例えば都市計画の中で、立地適正化計画を市町において作られています。これはこれから先、都市というのはコンパクトになっていくでしょうし、分散化をしていく、人口が減っていくので、インフラについても、先ほど委員もおっしゃられたとおり、集中的な投資をしていかないと、人がいなくなるところに投資はできなくなります。都市がどうあるべきか、集落がどうあるべきかというのは、中山間地振興や立地適正化計画において、しっかり考えていかれるところだと思います。その集落ごと、その地域ごとの役割分担というのがされていきます。例えば、おっしゃるとおりすべてのものを1ヶ所に集めて病院やインフラがそこで崩れてしまうといけないので、先ほどの立地適正計画や中山間振興計画の中でも考えられています。

今御審議いただいています土地利用基本計画がそれらの上位概念であり、それに各5つの法律がぶら下がっているという形になってますので、今回この計画でもって方向性を示した上で、都市計画もそれと同じ方向を向いて整理をしていただけるという、概念に合った方向性の整理というのが、今回の整理ということになるかと思います。

(B委員)

広島県の森林の国土調査は、市町によって違いますが調査率が低いということで大変苦慮しております。そのことについては国土利用基本計画のあり方と、国土調査が進んでないことについて相関関係があるかないか教えていただきたい。

(事務局)

森林地域につきましては、林地開発許可が出ました段階で、本審議会に報告させていただく流れになっておりまして、国土調査の実施の有無と直接の相関があるような制度設計になっていないと認識しております。

(B委員)

住宅地においてはほとんど国土調査が進んでいる。中山間地域を分けるという考え方は、大変ありがたいですが、現地においては国土調査が進んでおらず昔のままです。それが国土保全のために、土地利用計画のために、国土調査によるきちんとした測量の実施がなされていないのが、本末転倒であると思ってまして、まずはその実態を調査して、どうなのかということをやっていただきたいと思っています。

その点についてはどうでしょうか。

(事務局)

森林の境界の明確化がされる前に、こういったあるべき議論がされているのが、順番がおかしいということでしょうか。

(B委員)

実態反映がされてないということです。先ほど岡辺委員が言われたように、国土利用計画はどのような考えで、どのような方針でやってきますという憲法のようなものだと思います。法律は、国土管理構想で、要するに平場に出したときに具体的にどうやって管理をしていくかということかと思いますが、市町が、県が、きちんとした国土調査をやっていないければ管理はできない、だから本末転倒してるということでもあります。五地域の区分をなさるんだったら、現地についても調査をするべきであり、管理構想まで打ち立てるのであれば、足りない部分については、補足的に書くべきだと私は思います。要するに、基本計画だったらそこまで言う必要はないです。構想までやるということになれば、県がどのような状態で管理していくのか、市町がどうやって管理をしていくのか、国土調査が済んでないものを絶対管理できないです。所有者不明はわずかなものです。基礎的なものが全然できてないところで管理しなさいというのはおかしいという話です。

そこができてない状況の中で広島県として、この土地の管理構想を受け入れているのかどうか。

(事務局)

国の方が今回実行計画として管理構想を作りました。

広島県はその実行計画である管理構想を作るのかという部分に関しては、先ほども申し上げましたが、現時点ではノーでございます。まず法のつくりとして、土地利用基本計画というのは先ほど申し上げましたが、個別の規制法を実行部隊として持ちつつ上位概念として考えています。立地適正化計画や、農村の方でも地域計画など、それぞれに実行計画を作っています。地域の地図を見ながら、住民の方が、市町が、責任を持って、このゾーンに何があるべきかというものを作られている中で、国土利用計画に基づく我々が、もう1個実行計画を、有効性が見えていない段階で作ることは意味がないだろうというふうに、現時点では理解をしています。

(B委員)

ありがとうございました。はっきりとした態度を国に示して欲しいです。やはりおかしいものはおかしいと。

各分野で国が今何をしようとしているか、少し言い過ぎかもしれませんが、すべて集中的に中央集権化をやっているという風に感じてならない。だから、それぞれの自由度を担保して、土地利用基本計画についてもやっていただきたいと思うし、管理構想にしても、そういう感覚で参画をして欲しいと思います。

今年度から、皆さんから森林環境税をいただいて森林管理をしていこうというものをやっております。それで、市町が直接森林を管理することができました。これは、持っている森林について、これ以上管理できないから市町へ預けるので管理してください、ということができるようになったものです。森林は、皆さん相当遅れてるというふうに思っておられるかも知れませんが、利用・管理においては、本当に斬新な考え方があって、保全しながら森林資源をい

かに活用していくか、一番近い市町が考えて行動しなさい、とういことで譲与税という形になって市町へ分けられています。具体的にそういう好事例もあるので、是非とも勉強なさって、こういう機会に県民の皆さんにちゃんとお示しなさるべきところだというふうに思います。

私の意見を言って質問を終わります。

(会長)

ありがとうございました。土地利用基本計画書の中で書かれる部分、個別法の関係で書かれる部分、もう1つは、県民の方にどう伝えるかという、いくつかの内容があったと思います。

ぜひ受け入れるところは受け入れて、もしくは担当課に受け渡していただく等含めて、御対応いただければと思います。

(B委員)

よろしくお願いします。

(会長)

貴重な御意見ありがとうございました。

その他ございますでしょう。WEB参加のA委員、何かございますか。

(A委員)

特にありません。

(会長)

それでは皆さんの御意見を伺いまして、出尽くしたのではないかと思います。お聞きしたところ、明確に反対などの御意見はなく、県に対するエールなど、重要な示唆をいただいたものだと思います。

そういう前提で、この変更案について、今後、必要な県土の利用を図っていく観点から、適当であるとの答申をしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(他委員)

異議なし。

(会長)

はい、ありがとうございます。では異議なしということでございます。それでは、その旨、この会の答申とさせていただきますと思います。

事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。

今後のスケジュールでございますが、本日いただいた御意見も踏まえながら、答申いただきました広島県土地利用基本計画の変更案につきまして、変更を行いまして公表させていただくこととしております。よろしくお願いいたします。

(会長)

せっかくの機会でございますが、その他意見はございませんか。

それでは以上をもちまして、本日の審議を終わらせていただきたいと思います。委員の皆様方には、熱心な御審議をいただきまして、また議事の運営につきまして御協力いただきありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日は皆様お忙しい中、誠にありがとうございました。

本日いただきました答申をもとに、広島県土地利用基本計画の変更を行いまして、適正な土地の利用を図って参りたいと考えております。

今後とも、本県の土地行政について引き続き御指導いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、第 57 回広島県国土利用計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

8 会議の資料名一覧

【報告事項】

- 資料番号 1 広島県土地利用基本計画に関連する埋立地及び林地開発の状況について
資料番号 2 報告事項に関する説明資料

【諮問事項】

- 資料番号 3 広島県土地利用基本計画の変更案の概要
資料番号 4 広島県土地利用基本計画の変更案
資料番号 5 広島県土地利用基本計画書（案）

【その他】

- 資料番号 6 国土の管理構想について

【参考資料】

- 資料番号 7 土地利用基本計画の制度の概要
資料番号 8 広島県土地利用基本計画の改定について
資料番号 9 広島県土地利用基本計画（新旧対照表）
資料番号 10 広島県土地利用基本計画の概要
資料番号 11 広島県土地利用基本計画書（現行計画）
資料番号 12 第六次国土利用計画（全国計画）概要
資料番号 13 国土利用計画（全国計画）令和5年7月
資料番号 14 広島県国土利用計画審議会条例、運営要綱

【その他配布資料】

- 資料番号 15 第57回広島県国土利用計画審議会説明資料